

知ってほしい税のこと

# 税チャンネル

## PayPay を利用したキャッシュレス決済に注意

お問い合わせ 税務課 ☎ 0986-76-8804

PayPayを利用した税金などの支払いができませんという問い合わせが寄せられています。令和5年4月よりPayPayの運用が代わり、税金などの支払いができるのは「PayPayマネー」のみとなっています。「PayPayマネーライト」の残高では税金などの支払いはできません。PayPayマネーの利用方法は、PayPayのホームページなどで確認し、手続きを済ませてからご利用ください。

手続き（本人確認）が完了する前にPayPayへチャージすると「PayPayマネーライト」になって



PayPayを利用した税金などの支払いができません。税金などの支払いができません。他のキャッシュレス決済の利用についても、運営側が仕様変更する場合がございますので、ご自身で最新の情報を確認し利用をお願いします。

## Soo市健康なび 第1号

### 高血圧(からだ編)

## 血管を傷める暮らしをしていませんか？ ～高血圧と動脈硬化は表裏一体～

お問い合わせ 保健課 ☎ 0986-76-8806

高血圧症は国民病ともいえる一般的な病気のひとつ。曾於市国民健康保険の方で高血圧治療中の方は4,075人。患者数は第1位となっています。しかしその一方で「高血圧は重大な病気ではない」、「症状が何もないから」、「血圧が高い家系だから」などの考えから、治療を自分の判断で中断してしまう人が多くいます。



高血圧症の状態をそのままにしておく  
と何がいけないの？

みなさんは自分の血圧がどれくらいか知っていますか？症状がないため、高血圧症であることに気が付かない人はたくさんいます。自分の血圧を知るために大切なのが毎日の「家庭での血圧測定」です。



### 家庭血圧の基準値（日本高血圧学会より）

※合併症などにより異なります。主治医と相談してください。

年齢	収縮期血圧（最高血圧）	拡張期血圧（最低血圧）
75歳以上の方	135mmHg 未満	85mmHg 未満
74歳以下の方	125mmHg 未満	75mmHg 未満

★保健課では窓口で血圧手帳を無料で配布しています！

9月号は高血圧（食事編）について掲載します。お楽しみに。

## 国民年金のはなし

### 保険料の免除申請について

お問い合わせ  
市民環境課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923  
財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934  
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121（はじめに音声ガイドが対応します）

年金の保険料を未納のままにしている人はいませんか。気がついたら未納が増えてどれを先に支払えばいいのかわからない、お金がなくて支払えないなど、そんなときはお近くの年金事務所か市役所に相談してください。

支払いが難しい場合は免除や猶予といった制度もあります。退職や失業といった特別な事情がある場合は離職票や雇用保険受給資格者証を持ってお越しください。特例が受けられる可能性があります。それらの書類が無い場合も窓口で事情を説明してもらえれば大丈夫です。保険料は未納のまま放置せず、まずは一度ご相談ください。



### 鹿屋年金事務所による出張年金相談

日程	時間	場所	予約先
8月9日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	末吉本庁 3階第3委員会室	市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。年金請求の相談が優先となります。

## 日常に潜む消費生活トラブル

### 今月の相談

SNSで知り合った人から暗号資産に投資すれば必ずもうかると勧められ、指定された口座に10万円振り込んだ。取引状況は専用のアプリで確認できるようになっており順調に利益が出ていたため、追加で50万円投資した。数カ月後、利益が300万円を超えたため出金しようとしたところ、出金するためにはいったん150万円の保証金を預ける必要があるという。仕方なく支払ったが、その後も様々な名目でお金を請求され、いっこうに出金できない。



### 暗号資産を使った投資話

● 暗号資産（仮想通貨）が詐欺的な投資の勧誘に利用されているケースが多く報告されており、被害の相談が増えています。「必ずもうかる」という投資はありません。

● 面識のない相手から投資を勧められた場合、まずは詐欺的な投資を疑いましょう。友人・知人から勧められた場合でも、人間関係と投資は切り分けて考え、冷静に判断しましょう。

不審に思ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

お問い合わせ  
消費生活センター  
☎ 0986-76-8823

曾於市消費生活  
弁護士相談会のお知らせ  
日時：9月13日(水)午前10時～正午  
場所：市役所本庁南棟2階多目的室②  
相談時間：1人30分 定員：4名  
※相談無料。事前申し込み順です。